特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和6年5月17日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づく各種申請、届出に伴う受付等の法定受託事務及び国との協力連携に係る事務を行う。特定個人情報は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。()資格取得・種別変更・資格喪失・氏名変更・住所変更の届出の受理、居所未登録者の報告、基礎年金番号通知書の再交付の申請の受理、付加保険料の申出の受理、産前産後免除該当届の受理(2保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の照会)。(3国民年金保険料免除申請・学生納付特例の申請の受理(4老齡基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、特別障害給付金等に関する裁定請求書、申請書、届出等の受理(5日本年金機構への被保険者の異動の報告(6日本年金機構への被保険者及び世帯員の所得情報の提供(7)未支給年金・未支払給付金請求書及び受給権者死亡届(報告書)の受理(8年金生活者支援給付金請求書の受理
③システムの名称	1 国民年金システム2 統合宛名システム3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の31の項
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の7、50、110及び114の項 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の47、48、49及び50の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市総務部総務課 TEL 0979-62-9871
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部保険年金課 TEL 0979-62-9069

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数					
評価対象の	事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人。	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上35) 30万人以上	1万人未満 0万人未満
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点			
3. 重大事	故					
	内に、評価実施機関において特定個 「る重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策				
1. 提出する特定個人情報	保護評価	の種類		
	項目評価書] い ては、それぞれ	レ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 i書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネ	ットワークシス	テムを通じた	- 入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの	委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情	報提供ネットワー	ークシステムを	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

第二個	変更箇層					
日本語の表現の日本の	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
一次の	平成28年4月1日	5. 評価実施機関における 担当部署	保険年金課長 吉富 浩	保険年金課長 今永 正直	事後	所属長の異動に伴い修正
日本2014年18 12 上の後の表現 不成20年3月31日 平成20年3月31日 平成2		1.対象人数	平成27年3月31日	平成30年3月31日	事後	対象人数の再確認
2-2019年19 19		2.取扱者数	平成27年3月31日	平成30年3月31日	事後	取扱者数の再確認
1	平成30年4月1日	5. 評価実施機関における 担当部署	保険年金課長 今永 正直	保険年金課長 榎本 常志	事後	所属長の異動に伴い修正
1. 出土する料金を入情報で なし	平成31年4月1日	様式	なし	新様式に変更	事後	様式変更
2-	平成31年4月1日	1. 提出する特定個人情報保	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴い、追加
3. 特定個人構造の使用 4. 特定個人情報の提用・移	平成31年4月1日	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
中部2014年3月12日		3. 特定個人情報の使用	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
対しておりに 1 対して対策		4. 特定個人情報ファイルの	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
「日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		Ⅳ リスク対策5. 特定個人情報の提供・移	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
中級194月1日 7 特定個人情報の保管・用	平成31年4月1日	6. 情報提供ネットワークシス	なし		事後	様式変更に伴い、追加
日こ点模 学文 株式変更に伴い、追加 中成31年4月1日 ア成31年4月1日 ア成31年4月1日 平成31年4月1日 平成30年3月31日 平成31年4月1日 平成31年4月1日 平成30年3月31日 平成31年4月1日 平成31年4月1日 平成30年3月31日 平成31年4月1日 平成30年3月31日 平成30年3月31日 平成31年4月1日 平成30年3月31日 平成30年3月31日 平成31年4月1日 平成30年3月31日 平成30年3月31日 平成31年4月1日 平成30年3月31日 平成31年4月1日 平成31年4月1日 平成30年3月31日 平成31年4月1日 平成31年4月1日 平成30年3月31日 平成31年4月1日 平成3		7. 特定個人情報の保管・消	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
1 方 1	平成31年4月1日		なし	自己点検	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日 1.対象人数	平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成30年4月1日 と取扱者数 (PT)	平成31年4月1日	1.対象人数	平成30年3月31日	平成31年4月1日	事後	対象人数の再確認
国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく 名種申請、届出に伴う受付等の法定受託事務 及び国との協力連携に保予で行う。特定個人情報は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (不みまり は で		2.取扱者数	平成30年3月31日	平成31年4月1日	事後	取扱者数の再確認
令和2年4月1日 5. 評価実施期間における 担当部署 ②所属長 保険年金課長 保険年金課長 事後 所属長の表記修正 ILさい値判断項目	令和2年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務	各種申請、届出に伴う受付等の法定受託事務を行う。 特定個人情報は行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号、以下1番号法」という。) の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①資格取得・種別変更・資格喪失・氏名変更・ 住所変更の受理、居所未登録者の報告、保険 全金手帳の再交付の申請の受理、付加保険料 の送付申出の受理 ②保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の照会) ③国民年金免除申請・学生納付特例の申請の 受理 ②全能基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、 死亡一時金等に関する裁定請求書、申請書、 ⑤年金事務所への被保険者及び世帯員の所 ⑤年金事務所への被保険者及び世帯員の所	活者支援給付金の支給に関する法律(平成24 年法律第102号)に基づく各種申請、届出に伴う 受付等の法定受託事務及び国との協力連携に 係る事務を行う。 特定個人情報は行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 の現定に従い、以下の事務で取り扱う。 の資格取得・種別家更、資格喪失・氏名。変更・ 住所変更の受理、居所未登録者の報程、所得 情報の照会分 ②保険料納付の法定免除(資格の確認・所得 情報の照会分 ②理任年金免除申請・学生納付特例の申請の 受理 ④老許基礎年金、降害基礎年金、寡婦年金、 死亡一時金等に関する裁定請求書、申請書、 届出等の受理 ⑤年金事務所への被保険者及び世帯員の所 得情報の提供 ⑦末支給年金・未支払給付金請求書及び受給 権者死亡届(報告書)の受理	事後	事務概要の変更、事務項目に ついて⑦⑧を追加
	令和2年4月1日	5. 評価実施期間における 担当部署	保険年金課長 榎本 常志	保険年金課長	事後	所属長の表記修正
1つ時点の計数か	令和2年4月1日	1.対象人数	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	対象人数の再確認

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	取扱者数の再確認
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	入力誤りによる修正
令和2年9月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年9月1日	事後	規則第15条等の規定による 再評価の実施
令和2年9月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年9月1日	事後	規則第15条等の規定による 再評価の実施
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年年法律第102号)に基づ各種申請、届出に24年受付等の法定受託事務及び国との協力連携に係る等務を行う。特定個人情報は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法分(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の資格取得・種別変更・資格喪失・氏名変更・住所変更の受理、居所未登錄者の報告、保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の照会)2保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の照会)2保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の照会)3国民年金免除申請・学生納付特例の申請の受理④老計基礎年金免除申請・学生納付特例の申請の受理④老計基礎年金免除申請・学生納付特例の申請の受理④老計基礎年金免除申請・学生納付特例の申請の受理④老計基礎年金免除申請・学生納付特例の申請の受理●④老計基礎年金、原書基礎年金、募婦年金、死亡一時金等に関する裁定請求書、申請書、3年金事務所への被保険者及び世帯員の所得情報の提供⑦未支給年金・未支払給付金請求書及び受給権者死亡届(報告書)の受理	国民年金法(昭和34年法律第141号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づく各種申請、届出に伴う受付等の法定受託事務及び国との協力連携に係る事務を行う。特定個人情報は行政手続における特定の個人を證別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の資格取得・種別変更・資格喪失・氏名変更・住所変更の受理、居所未登録受理、付加保証・所得性の再理の受理、展別・資格の課題、日本金・資格の無話・学生納付特例の申請の受理、保険料約付の法定免除(資格の確認・所得情報の無会)の課題、日本年金機構への被保険者及び世帯等に関する裁定請求書、申請書、届出等の受理、6日本年金機構への被保険者及び世帯員の所得情報の提供で、主義を経済を表示に、表述を表述を表述に、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	事後	事務項目①④⑤⑥を修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	0979-22-1111	0979-62-9871	事後	直通回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	0979-22-1111	0979-62-9069	事後	直通回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	対象人数の再確認
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	取扱者数の再確認
令和4年5月13日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	対象人数の再確認
令和4年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	取扱人数の再確認
令和5年5月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	受付等の法定受託事務及び国との協力連携に 係る事務を行う。 特定個人情報は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27号。以下「番号法」という。) の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①資格取得・種別変更、資格喪失・氏名変更・ 住所変更の受理、居所未登録者の報告、 任金手帳の再交付の申請の受理、付加保険料 の申出の受理 (情報の照会) ③国里 ④老餘基礎年金、除申請・学生納付特例の申請の 質理 ④老餘基礎年金、降曹基礎年金、遺族基礎年 金、寡婦年金、死亡一時金、特別障害給付金等に関する裁定情求書、申請書、届田等の受理 ④名の単位に関する裁定情報の原と ⑤日本年金機構への被保険者及び世帯員の 第個 ⑤日本年金機構への被保険者及び世帯員の 所得情報の提供	国民年金法(昭和34年法律第141号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づ各種申請、届出に伴う受付等の法定受託事務及び国との協力連携(係る事務を行う。) 特定個人情報は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。(河資格取得・種別変更・資格喪失・氏名変更・住所変更の届出号通知書の再変付の申請の受理、任加家受理、居所未登録者高知書の再変付の申請の受理、任加家受理、目前を登録者の報告、基礎年金番号通知書の再変付の申請金免除的場合、基礎年金、政亡一時。(資格の確認・所得情報の限受理2、保険料約所以会、資本、資本、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、	事後	再評価に伴い、修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署	生活保健部保険年金課	健康福祉部保険年金課	事後	機構改革による部名変更
令和5年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	中津市生活保健部保険年金課	中津市健康福祉部保険年金課	事後	機構改革による部名変更
令和5年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	対象人数の再確認
令和5年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	再評価に伴い、修正
令和5年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	取扱人数の再確認
令和6年5月17日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	対象人数の再確認
令和6年5月17日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	取扱人数の再確認